

平成 28 年度 教職員研修受講手続き等（小・中学校）

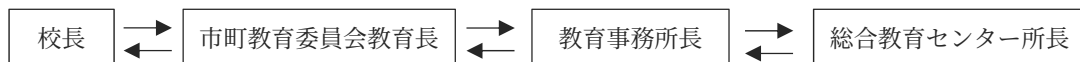
1 受講手続き

区分	研 修 名	受 講 手 続 き
基本研修	初任者研修（小・中） 新規採用養護教諭研修 新規採用学校栄養職員研修 新規採用事務職員研修（小・中）	○総合教育センター所長が受講者を指定し、市町教育委員会教育長から、4月1日付けで校長に通知します。
	教職2年目研修（小・中） 養護教諭2年目研修 学校栄養職員2年目研修 教職2～5年目研修（小・中）[5年目] 養護教諭2～5年目研修[5年目] 学校栄養職員2～5年目研修[5年目] 事務職員5年目研修（小・中） 教職10年目研修（小・中） 養護教諭10年目研修 学校栄養職員10年目研修 教職20年目研修（小・中）	○総合教育センター所長が受講者を指定し、市町教育委員会教育長から、4月中旬に校長に通知します。 ○校長は指定内容を確認し、以下のような不都合がある場合は、指定通知を受けた後、速やかに市町教育委員会教育長に報告します。 ・指定もれがある場合 ・指定の誤りがある場合 ・次年度送りに該当する事情が発生した場合
専門研修Ⅰ	校長研修（小・中）	○総合教育センター所長が受講者を指定し、市町教育委員会教育長から、4月1日付けで校長に通知します。
	新任校長研修（小・中） 新任教頭研修（小・中） 新任主幹教諭研修（小・中） 新任栄養教諭研修	○総合教育センター所長が受講者を指定し、4月1日付けで校長に通知します。
	新任免許外教科担任研修（中） 支援体制充実研修 特別支援学級等新任教員研修 特別支援学級等実践研修 教頭2年目研修（小・中） 新任教務主任研修（小・中） 新任学習指導主任研修（小・中） 新任児童指導主任研修（小） 新任生徒指導主事研修（中） 新任進路指導主事研修（中） 新任道德教育推進教師等研修 新任地域連携教員研修 新任補佐級事務長研修（小・中） 新任係長級事務長研修（小・中） 新任係長級学校栄養職員研修	○校長は、該当する教員を4月当初に市町教育委員会教育長に報告します。 ○総合教育センター所長が受講者を指定し、市町教育委員会教育長から、4月下旬に校長に通知します。 ※教務担当主幹教諭のうち新任教務主任研修（小・中）を受講していない者は、新任教務主任研修（小・中）を受講してください。
	ネクストステージ研修	○総合教育センター所長が受講者を指定し、市町教育委員会教育長から、5月下旬に校長に通知します。
	英語授業力向上研修 人権教育指導者専門研修 合同研修〔幼小〕 幼小連携推進者養成研修	○総合教育センター所長が受講者を指定し、市町教育委員会教育長から、4月下旬に校長に通知します。

専門研修 2	学校図書館研修 教科等専門研修 小学校理科観察実験研修〔初級〕 小学校理科観察実験研修〔中級〕 環境学習プログラム研修 ICT活用研修〔エクセル入門〕 ICT活用研修〔エクセルマクロ〕 ICT活用研修〔パワーポイント入門〕 ICT活用研修〔動画編集〕 校内研修ステップアップ講座〔授業研究〕 教育相談基礎研修 教育相談課題研修〔いじめの理解と対応〕 教育相談課題研修〔不登校の理解と対応〕 教育相談実践研修〔保護者との連携〕 知的障害教育研修 自立活動研修 通級による指導研修 発達障害のある子どもの教育支援研修 トップセミナー 幼児期の特別支援教育研修 スキルアップセミナーⅠ〔記録の在り方〕 スキルアップセミナーⅡ〔要録の作成と活用〕	○校長は、受講を希望する教員の氏名と研修名を4月下旬に市町教育委員会教育長に報告します。 ○総合教育センター所長が受講者を指定し、市町教育委員会教育長から、5月下旬に校長に通知します。
専門研修 3	とちぎの教育未来塾 教職員サマーセミナー 環境学習プログラム体験セミナー	○とちぎの教育未来塾は8月31日までに、教職員サマーセミナーは7月6日までに、リーフレットまたは総合教育センターホームページを参照してお申込みください。 ○環境学習プログラム体験セミナーは各期日15日前までに、総合教育センターホームページを参照してお申込みください。

※生涯学習研修の詳細については、とちぎレインボーネットを参照してください。

- 備考 (1) 基本研修と新任研修の日程が重なった場合は、新任研修を優先して受講してください。
 (2) 研修は、全日程を通じて同一人が受講してください。
 (3) 研修の受講に関わる学校からの報告及び指定等の通知は、下記の経路で行われます。



2 指定変更

- (1) 基本研修受講の指定変更をする場合には、指定通知の欄外に変更の理由を記入し、市町教育委員会教育長及び教育事務所長を経由して、総合教育センター所長に申請してください。
 なお、同一の基本研修の該当者が1校に2名以上あって、全員が出席すると、学校運営上著しく支障が生じると考えられる場合には、市町教育委員会教育長、及び教育事務所長と連絡協議の上、申請してください。
- (2) 専門研修1及び2の受講の指定変更をする場合は、校長が市町教育委員会教育長及び教育事務所長を経由して、総合教育センター所長に連絡してください。

総合教育センター所長は指定変更の理由がやむを得ないものと認めたとき、指定変更の許可を教育事務所長及び市町教育委員会教育長を経由して、校長に連絡します。

3 研修の欠席連絡

受講者が欠席するときは、事前に校長が市町教育委員会教育長に連絡し、教育事務所長を経由して、総合教育センター所長に届け出てください。

4 旅費

県教育委員会から支給されますので、総合教育センターで配布される研修事業受講票を各教育事務所に提出してください。ただし、専門研修3は除きます。

5 研修開催に関する変更について

悪天候等による研修開催の変更がある場合は、総合教育センターホームページのトップページ「研修開催に関するお知らせ」に掲載します。

総合教育センターホームページ (<http://www.tochigi-edu.ed.jp/center/>)